

様式第 16 法第 49 条第 4 項第 7 号関係（森林法第 34 条第 1 項の許可）

森林法第 34 条第 1 項の許可に関する事項

（注）森林法の特例措置（保安林の伐採許可）を必要とする場合に記載すること

ア. 立木の伐採に関する計画書

年度	保安林の指定の目的					伐採の方法	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積	伐採の期間	備考
	森林の所在場所									
	市郡	町村	大字	字	地番					
令和 4 年	相馬 郡	飯館 村	小宮	野 手 神	1 番 ノ 1	皆伐	広葉樹系 雑木 4～40年	0.0812 ha	令和4年 ～ 令和5年	道路用地 としての 伐採

イ. 図面

- 1 添付する図面の様式は、規則第 15 条の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずることとし、伐採する区域を明示すること。ただし、皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の区域も明示すること。
- 2 図面については、法第 46 条第 2 項第 3 号に規定する土地利用方針に添付する図面等に必要な事項が記載されている場合は省略可能とする。

注意事項

- 1 計画書は、指定施業要件を定めるについて同一の単位とされる保安林等ごとに作成すること。
- 2 伐採の方法別には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 3 伐採する立木の樹種及び年齢欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○～○」のように記載すること。
- 4 伐採面積及び伐採立木材積欄には、皆伐による場合にあっては伐採立木材積の記載を要しない。
- 5 伐採の面積は、実測又は見込みとし、小数第 4 位まで記載すること。
- 6 備考欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
 - (2) 伐採跡地について行う植栽の時期
- 7 計画書及び図面等については、本マニュアルによるほか、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱について」（昭和 45 年 6 月 2 日付け 45 林野治第 921 号林野庁長官通知）その他の関係通知等に準じて事務を処理されたい。